

No. 1

(平成 25 年 4 月 1 日から適用)

新 規 ・ 増改築 ・ 変 更		事 前 申 請 時 確 認 後	審 査 年 月 日		
申 請 年 月 日	令 和 年 月 日		1 回 目	令 和 年 月 日	継 続 ・ 終 了
竣 工 予 定 年 月	令 和 年 月		2 回 目	令 和 年 月 日	継 続 ・ 終 了

建 築 物 名 称			建 築 場 所							
階 数			建 築 面 積		延 床 面 積		主 用 途		従 用 途	
地 下 塔	上 下 屋	階 階 階	. m ²		. m ²					

特 定 用 途	特定用途延床面積
事務所・百貨店・店舗・学校・旅館・興行場・集会場・博物館・美術館・図書館・遊技場	㎡
特 定 用 途 外 の 部 分	特定用途外延床面積
病院(診療所)・工場・スポーツ施設・住宅・その他〔 〕	㎡

申 請 者	設 計 者
保 健 所 審 査 担 当 者	都ビル衛生検査班 審 査 担 当 者

該当適否	該 当・非該当・判断不可	非該当・判断不可の理由
------	--------------	-------------

[illegible]

1 空 気 調 和 設 備

No. 2

項目	No.	指 導 事 項	判 定	確 認	備 考
外 気 取 入	1	外気二酸化炭素濃度を踏まえた、外気量の確保〔計算書：外気量 $25\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$ 以上〕			
	2	排気口や排熱、冷却塔、厨房排気、自動車排ガスなどの汚染源から十分に離して設置（地上からの高さ及び汚染源からの距離：概ね10m以上）、個別方式の空気調和機器を設置する場合は、給気と排気の短絡（ショートサーキット）を防止する措置			
	3	隣接ビル給排気口との相互関係を確認			
	4	駐車場系統と居室系統を分離			
	5	自走式駐車場からの汚染防止			
	6	給気ダクトと排気ダクトは別シャフトに設置			
	7	縦ダクトによる場合の外気導入量確保対策			
	8	個別方式の空気調和機による場合の外気量確保対策			
空 気 調 和 機 及 び 関 連 設 備	9	点検容易な場所へ設置、加湿装置、排水受け、その他送風機、排風機、空気清浄機器及び全熱交換器等の清掃、保守点検が容易な構造			
	10	天井埋設の場合、適切な位置に十分な大きさの点検口（60 cm以上）の設置			
	11	差圧計又は静圧測定孔を設置			
	12	温湿度検出器を適切な位置に設置			
	13	風量測定孔を有効な位置に設置			
	14	個別方式の空気調和機による場合の運転制御 特に、中間期における必要外気の取入に必要な措置			
	15	風道（エアダクト）には系統ごとに点検口等を設置			
	16	吹出口・吸込口を適切に配置			
空 気 清 浄 装 置	17	エアフィルタ等の除じん効率 〔計算書：喫煙可居室 $7\text{mg}/\text{h}\cdot\text{人}$ 、喫煙不可居室 $2\text{mg}/\text{h}\cdot\text{人}$ 〕			
加 湿 装 置	18	加湿能力〔計算書：外気条件 0°C 、50%、室内条件 22°C 、50%（空気線図で確認）、通年冷房の場合の対応、全熱交換器使用の場合は潜熱交換効率を考慮〕 種類（蒸気、気化、その他_____）			
	19	圧力噴霧による場合は噴霧方向・噴霧スペースを考慮			
	20	水道法水質基準適合の水を使用、種類に応じた水処理装置を設置			
交 換 器 全 熱	21	利用排気は居室系統			
	22	中間期等に使用するバイパスダクト等の設置			
	23	送風機の設置位置を考慮、回転型は差圧計又は静圧測定孔を設置			
冷 却 塔 等	24	外気取入口や他の建築物等への影響を考慮して設置			
	25	点検、清掃、消毒、冷却水の入れ替え等の作業が容易な構造 冷却水・散布水の飛散を抑えた構造			
	26	水道法水質基準適合の水を使用			
一 酸 化 炭 素 調 御 V A V	27	必要外気量の確保			
	28	最小風量時の室内負圧対策			
	29	温度、二酸化炭素濃度を測定する機器は、空調系統ごとに有効な位置に設置			

2 飲料水設備

No. 3

項目	No.	指 導 事 項	判 定	確 認	備 考
貯 水 槽	30	容量〔計算書〕			
	31	点検、清掃等が容易で衛生的な場所へ設置 ピット内に設ける場合は階段、踊り場等を設置			
	32	屋外設置の考慮〔防護柵、FRP 製は遮光(槽内照度率 0.1%以下)、二重ぶた等〕			
	33	高置水槽点検のために階段、転落防止柵等を設置			
	34	周囲(六面)の点検スペース(周囲・底 60cm 以上、上部 100cm 以上)			
	35	貯水槽室の換気・照明設備・排水に支障のない構造			
	36	清掃時の考慮(2 槽式、底部の勾配、吸込みピット)			
	37	消防用水槽との兼用禁止			
	38	停滞水防止構造(給水口と揚水口は対称位置、う回壁等)			
	39	マンホールの大きさ(直径 60 cm 以上)・防水・鍵付き・立上げ			
	40	槽上部及びふたの勾配			
	41	上水配管への逆流防止(吐水口空間の確保等)			
	42	オーバフロー管と水抜き管の分離、排水口空間の確保			
	43	槽上部及び内部の汚染防止(排水管等)			
	44	オーバフロー管・通気管の耐食性防虫網			
	45	貯水槽に災害時に水槽水を利用するための非常用給水栓の設置			
貯 湯 槽	46	点検、清掃等が容易な設置場所及び構造			
	47	槽内や配管内の湯の温度を均一にする循環ポンプや定流量弁等を設置			
	48	槽内 60℃ 以上、末端給湯栓 55℃ 以上確保できる加熱装置			
	49	貯湯槽温度計及び返湯管温度計を設置			
	50	膨張管の単独配管			
給 水 (湯) 管 等	51	点検、補修等が容易な配管スペースの確保			
	52	飲用系以外の配管・設備との直接連結(クロスコネクション)の禁止			
	53	水質に影響を与えない材質、給湯管は耐熱・耐塩素剤の材質			
	54	他配管との識別			
	55	給水管の汚染防止			
	56	直結給水栓の設置			
逆 防 流 止	57	給水器具及び雑用、消防水槽への上水給水末端の吐水口空間確保、確保できない場合は陰圧、逆圧破壊機器の設置等			
	58	散水栓の構造(壁付又は立上げ)、自動灌水系統等への陰圧、逆圧破壊機器の設置			
直 増 結 圧	59	点検、補修等が容易で衛生的な場所へ設置			
飲 井 用 戸	60	設置場所は汚染のおそれのある設備等から十分な距離を確保、立入禁止及び汚水等の流入防止措置			
	61	塩素消毒設備等を設置			

3 雑用水設備

No. 4

項目	No.	指 導 事 項	判 定	確 認	備 考
使用基準	62	原水（ ）			
	63	用途（便所洗浄水、 ）			
構造設備等	64	使用水量〔計算書〕			
	65	点検、清掃等が容易な設置場所及び構造			
	66	塩素消毒・ろ過設備の設置			
	67	補給水の確保（間接給水等飲用系に逆流しない構造）			
	68	誤飲防止構造、誤飲防止構造とできない場合には明確な表示、他配管との識別			
	69	水質検査の実施できる検水栓及び排水設備の設置			
	70	再生処理施設を設ける場合は施設の区画、専用給排気設備の設置			
	71	手洗い付き洗浄タンクの禁止、洗浄装置付便座には水道水を使用			
	72	雨水利用施設（集水場所は原則屋根及び屋上、初期雨水の排除設備、スクリーン、沈砂槽、塩素消毒設備、ろ過装置、余剰雨水の排水設備の設置等）			
修 施 景 設	73	循環式でエアロゾルの発生や建築物の利用者が接触する場合には塩素消毒・ろ過設備を設置			
	74	池、バランシングタンク等に排水設備を設置			

4 排水設備

排水槽	75	容量〔計算書〕			
	76	汚水、雑排水の合併不可、湧水も分離した槽の設置			
	77	衛生上支障のない構造（不浸透性材質、吸込みピット、勾配、R取り（ハンチ）、防臭型マンホール（直径 60 cm以上）2 か所以上、タラップ、多目的フック、通気管防虫網等を設置）			
	78	排水流入配管は、吸込みピットへ支障なく流入し、滞留物が堆積しないように設置			
	79	排水調整槽や負荷の高い排水槽の悪臭・腐敗防止対策（ばっ気・攪拌併設装置）			
排水ポンプ	80	2 台以上設置、水位制御装置及びタイマーを設置			
	81	排水ポンプ室の換気及び照明設備			
排水管	82	適正な管材質、適切な管径及び勾配			
	83	点検口、掃除口の設置			
	84	排水口空間の確保（機器等からの排水は間接排水）			
	85	雨水排水立て管と汚水排水管、通気管等との兼用、連結禁止			
排水トラップ 通気管	86	排水トラップは臭気、害虫の移動を阻止できる構造			
	87	通気管は排水トラップが破封しないよう設置、通気管の開口部に防虫網を設置			
	88	汚水等の流入により通気が妨げられない構造			
阻集器	89	有効な位置に阻集器を設置（油脂、厨芥、ガソリン、土砂等）			
	90	有効に分離する性能を有する 3 槽以上、かつ器内の清掃が容易な構造、阻集器を設置する予定の場所は支障のない床構造			
	91	日常の油脂の採取、清掃等の保守点検が容易な場所へ設置			

5 清掃、廃棄物・再利用物保管場所

No. 5

項目	No.	指 導 事 項	判 定	確 認	備 考
清 掃	92	清掃従事者専用の休憩室、更衣室を設置			
	93	専用の清掃用資機材倉庫を設置			
	94	作業用の給水・排水、電気設備を設置			
	95	窓ガラス清掃用の設備を設置			
廃 棄 物 ・ 再 利 用 物 保 管 場 所	96	面積〔計算書〕			
	97	収集・搬出が容易で周囲に影響を与えない場所への設置			
	98	衛生上支障ない構造（密閉区画、不浸透性材質、分別保管、勾配、側溝、天井高（車両の搬出等を考慮）、防虫・防そ等）			
	99	換気、照明、給水・排水設備、冷蔵・冷房設備等を設置			

6 防虫・防そ構造

100	窓、通気口への網戸等の設置、出入口、排水設備等の防虫構造			
101	配管等の貫通部分、ドア等出入口、排気口、排水口等の防そ構造			

7 その他の審査事項

(1) 喫煙場所

102	喫煙場所の区画、適切な排気により空気が居室等に流出しない構造			
-----	--------------------------------	--	--	--

(2) 建築構造等

103	窓面等は結露受け等を設置			
-----	--------------	--	--	--

(3) 管理人室等

104	専用の管理人室を設置			
105	管理用資材置場の設置			

記入方法

判定	レ	文書による指示	△	口頭による指示	注	初回検査時に要注意	非該当・設備なし
確認	レ	指導内容に非合致	○	指導内容に合致		非該当・設備なし	

(注) 判定：審査時に記入 確認：初回立入検査時に記入